

このたびは国民民主党緊急アンケートの多くのご回答をいただき誠にありがとうございました。ご質問に各部門の政策立案を担当する所属国会議員の回答を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス緊急アンケートまとめ

期間 5月9日から6月1日 合計 199件

○9月入学について

(主なご意見)

- 来年の4月に保育園に子どもを預け、職場に復帰する予定でした。しかし、急に9月入学の話が持ち上がり、仕事を辞めなければなくなるかもしれないと心配でたまらない毎日です。
- 夏休みの短縮や、土曜登校などでカバーできるのであればそうするのが一番ではないでしょうか。

<城井崇 文部科学部門長>

9月入学・9月新学期について党内で議論を行い、6月3日に中間報告を党として取りまとめました。その結果、一律での9月入学の導入は、見送るべきとの結論に至りました。

来年から9月入学を実施する場合、財政面、行政面をはじめ多くの課題を議論の過程で確認しましたが、例えば、未就学児の限られた年齢の子どもたちに大きなしわ寄せがあること、待機児童が増える可能性があることなどから、短期間での制度導入は相当困難であるとの判断です。

その代わりに、学校休校に伴う学習面や体験機会における子どもの学びの空白をどのように保障していくか、特に受験生である高校3年生の入試日程について、手当てが必要であると考え、来年度に限って大学入試を後ろ倒しして2回行い、4月と9月に入学の機会を確保する案を提案しています。負担が増える大学や学生には財政面など支援をすることを前提としています。仮に日程を後ろ倒ししない場合でも入試の出題範囲の見直しや出題方法の工夫など新型コロナによる学びの遅れを踏まえた特別対応を促していきます。

また、中止になった学校行事やスポーツ・文化などの大会の再実施についても、失われた体験機会の確保のために、国が責任をもって進めるべきだと考えています。

参考：国民民主党文部科学部門9月入学検討ワーキングチーム「9月入学・9月新学期」案に関する中間報告

全文はこちら↓からお読みいただけます。

<https://www.dpfp.or.jp/article/202997/>

○学生支援について

- アルバイト減収分最大 20 万円のニュースを見ました。去年と比べて半額以下の収入、と条件があったが、一年生は該当しないのでしょうか。
- 学業に専念するためにバイトできない学生もいます。親からの仕送りが減っている学生にも支援してもらえる政策をお願いします。
- 大学生支援給付金申請対象に奨学金制度を利用している人という制限があり、残念ながら該当しません。余裕のある家を除けば家計が苦しくなっている現状は大差ないと思います。間口を広げて再度支援の要請を宜しくお願い致します。

<城井崇 文部科学部門長>

新型コロナウイルスの影響は、学生生活にも大きく及んでいます。大学等の構内に入れなかったり授業が受けられないだけでなく、アルバイト等の収入を失い、日々の生活に困っています。

国民民主党は、学生たちの状況を改善するため、5月11日に野党共同で、アルバイトを失った学生への一時金の支給、授業料の半額免除、社会人の奨学金返還免除を内容とする学生等支援法案を提出しました。この野党共同提案では新入生も対象とし、一定の収入減少を条件とすることで、アルバイト収入50%減よりも範囲を広く支援が届く設計にしています。それらのうち、学生への給付金について、政府が「学生支援緊急給付金」を創設しました。

野党で提出した案よりも対象人数が少なく、額も少ないですが、住民税非課税世帯の学生に20万円、その他の学生に10万円が、新型コロナウイルスの影響で支援が必要な場合、支給されます。

大学等に申請し、判断されますので、通っている大学等にお問い合わせしてみてください。

○文部科学省ホームページ 学生支援緊急給付金について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

○学校登校再開について

(主なご意見)

- 基礎疾患があったり、家族に事情があったりして自主休校している子どもへの登校強制が続いている。内申を人質にとられ、体調不良を隠して登校するとの悲痛な声もあります。
- 学校が再開されますが、制服着用の義務付けは避けて頂きたいです。体操服や実習服なら毎日でも洗濯できますが、制服を毎日洗浄することは不可能。感染リスクが高いと判断した時に、通学方法の一時的変更を認めてほしいです。

<城井崇 文部科学部門長>

登校にあたっての心配な声が寄せられています。一斉休校が解除され、多くの学校で授業が再開されましたが、感染防止対策をとるために、子どもたちや保護者、学校関係者は様々な苦勞を強いられています。

各学校、各自が工夫をして、感染防止に取り組んでおられると思いますが、文部科学省からは、風邪の症状や基礎疾患等により登校しなかった場合、感染が心配で休む場合も学校を欠席扱いにしない（インフルエンザの時のように出席停止扱いとする）との通知を出しています。

制服着用や通学方法についても、懸念の声を私たちから政府に伝え、改善を促せたらと思います。

文部科学省 学校再開等に関する Q&A（児童・生徒の皆様、保護者の皆様へ）

【令和2年5月21日時点版】

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#q3

○減収への対応について

（主なご意見）

- 運送会社で勤務しています。大幅に減給になった従業員は何一つ手当もなく当たり前にかかる支払いなど猶予はあっても免除はありません。
- シフトを減らされ、掛け持ちしているドラッグストアでもコロナの影響で人が入らないためにシフトが減った。緊急事態宣言を解除しても今月来月とシフトが少ないために給料が少く、生活が苦しいです。
- やっと代行運転のバイトを見つけ生活をしていたのですが1月～3月まで八万程度の給料を貰えてましたが4月、5月と歩合制の為一万程度の給料にしかならずとても一度の10万円では食べるのも困難な状況です。ひとり親や非課税世帯の支援ばかり。中間層でも減収などの影響をうけており大変です。

<岡本充功 厚生労働部門長>

新型コロナウイルスの感染拡大による影響などによって収入が減り、厳しい生活を余儀なくされているという切実な声を頂戴しました。

国民民主党など共同会派を組む野党は、休業などによって収入が減少した方々の生活を支援するため、「新型コロナウイルス休業者・失業者支援法案」を国会に提出する予定です。法案には、賃金が2割程度減少した全ての労働者に対して、その労働者の請求により、労働者生活支援給付金を支給することを盛り込みます。給付金の金額は、減少前賃金の80%まで（減少前賃金が一定額以下の方は100%）の差額を基礎として計算した額とします（※）。

政府案の給付金は、対象者を中小企業の労働者に限定していたり、休業手当を受け取っている場合に支給されないなど、要件が厳しくなっています。より多くの方々の生活を支援できるよう、私たちの法案の成立を目指していきます。

※ただし、減少後の賃金と給付金の額の合計が 33 万円を超えないこととします（詳細は、別添の参考資料（参考資料①解雇・減収、失業保険等参考資料）をご覧ください）。

○失業への対応について（失業保険など）

（主なご意見）

- 休業後、再開の保証がないため、雇用契約を解除しますと言われ、4月に即日解雇にあいました。そのため突然職をなくし、収入もなくなり、新たに仕事を探すもこのご時世で職など見つからず。今月、5月の27日に家賃や様々な支払いがありますが、収入がなくなったため全ての支払いができません。
- インバウンド業界で長年従事してきましたので、同業種は壊滅状態で雇用先が現在見当たりません。福祉関連に相談に参りましたが内定取り消しはコロナの影響では無いとの事で門前払い。年齢も若くなく新たな職種も難しく、もう心身共に参ってます。外出自粛が発令された今年3月以降に失業給付金が終了した者に失業給付の日数延長して頂きたいと思えます。（同様ケース、コロナでますます求職困難、給付日数の延期を複数）
- 私のような65歳未満の求職者の失業給付は、現在公的年金も支給されない中、失業前の給与の45%と、もともと定額。悪化が予想される雇用環境下、高齢者の職確保は益々難しくなる状況で、現行の失業給付（手当）額では生活困窮（住民税等も猶予はあるが、減免措置はない）「失業給付手当の増額」については必ず実現するようお願いいたします。

<岡本充功 厚生労働部門長>

失業手当の増額や給付日数の延長についてご要望を頂きました。

国民民主党など共同会派を組む野党は、雇用保険の特例を盛り込んだ「新型コロナウイルス休業者・失業者支援法案」を国会に提出する予定です。法案には失業手当の給付額の支給割合を20%引き上げること（賃金日額の50%～80%相当を70～100%相当とする）、基本手当の所定給付日数を一律90日間延長すること等を盛り込みます。

政府の案では失業手当の給付日数の延長は60日間だけであり、失業手当の増額については盛り込まれていません。離職を余儀なくされた方々の生活を支援するため、給付日数の更なる延長、失業手当の増額の実現に全力を挙げて取り組んでいきます。

○医療・PCR検査・抗体検査体制拡大について

（主なご意見）

- 高齢者施設、介護施設、リハビリ施設等で働く方々が定期的に抗原・抗体検査を受けられる体制作りをしてください。

<岡本充功 厚生労働部門長>

これまで国民民主党は、医療・介護現場などクラスター感染の危険性が高い職場の従事者に対しては、可能な限り PCR 検査を受けられるように努めることを政府に求めてきました。

ご提案を踏まえ、医療や介護分野で働く方々に、唾液を使った PCR 検査や抗原・抗体検査を優先的に実施することについても今後検討していく必要があると考えます。

○雇用調整助成金について

(主なご意見)

- 工場勤務ですが、何ヶ月も先まで週休 4 日状態、特給ではなく一時帰休の 8 割補償残業無しです。分散登校による早退遅刻は補償されません。この先の生活のため、継続して給付等の対策をお願いしたいです。
- 今の計算式では一日 3000 円届かない程度。休業手当は本来のシフトに近い金額になるよう今までの上限の 8330 円までは遡って予定シフトの満額補償など希望します。
- 年間 130 万円以内で扶養されてます。3 月頃からお客様が減り 4 月 5 月は休業していて収入は 3 月 4 万円、4 月 5 月は無収入です。会社に休業手当をお願いしたら、雇用保険も社会保険も入って無いので対象外です。休業手当を出して欲しければ 2 年分保険料支払えば出します、としてほしいです。
- コロナで休校があつてずっとお休みしてるのに、会社に電話して聞いたら、手続きも大変だし、それほどお金が出ないようだから、手続きしないとと言われてしまいました。

<岡本充功 厚生労働部門長>

会社から休業手当が支払われない、支払われても金額が少ないといった切実な声を頂戴しました。

これまで雇用調整助成金の 1 人 1 日当たりの上限は 8,330 円に抑えられてきました。国民民主党などの野党が雇用調整助成金の上限額の引き上げを強く求めてきたこと等により、政府はようやく 2 次補正予算案に上限額の引き上げを盛り込みました。雇用調整助成金の特例を活用して、企業が十分な休業手当を支払うべきであると考えます。

しかし、休業手当が支払われなかったり、支払われたとしても金額が少ないケースも考えられます。そのため、国民民主党など共同会派を組む野党は、労働者から直接、給付金の支給を申請できるようにする「新型コロナウイルス休業者・失業者支援法案」を国会に提出する予定です。法案には、賃金が 2 割程度減少した全ての労働者（雇用保険や社会保険に加入していない方も対象となります）に対して、その労働者の請求により、労働者生活支援給付金を支給することを盛り込んでいます。給付金の金額は、減少前賃金の 80%

まで（減少前賃金が一定額以下の方は100%まで）の差額を基礎として計算した額とします（※）。

政府案の給付金は、対象者を中小企業の労働者に限定していたり、休業手当を受け取っている場合に支給されないなど、要件が厳しくなっています。より多くの方々の生活を支援できるよう、私たちの法案の成立を目指していきます。

※ただし、減少後の賃金と給付金の額の合計が33万円を超えないこととします（詳細は、別添の参考資料（参考資料①解雇・減収、失業保険等参考資料）をご覧ください）。

○アベノマスク

（主なご意見）

- 要らないです。
- そのお金をほかに使ってほしいです。

<岡本充功 厚生労働部門長>

アベノマスクについて、要らない、そのお金を他に使ってほしいとのご意見を頂きましたが、多くの方々が同じように感じておられると思います。アベノマスクに象徴される、安倍政権の新型コロナウイルス対策の問題点を引き続き、追及してまいります。